



日本高野連発第 25-0030 号
令和 7 年 6 月 10 日

都道府県高等学校野球連盟
会長、理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校校長 殿
同野球部責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
技術・振興委員会
審判規則委員会



投手のけん制について

謹啓 平素より高校野球発展のためご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

技術・振興委員会と審判規則委員会では例年シーズンインにあわせて、当該年度の高校野球特別規則を取り纏めております。

その上で、審判規則委員会から周知徹底事項、重点指導事項を皆様へ発信しており、試合中などにおけるマナーや諸注意について周知しております。

これらは、教育の一環としての高校野球において、部活動を通じて部員たちの人間形成を行うことを目的として皆様へ協力をお願いしているものであります。

さて、本年開催した第 97 回選抜高等学校野球大会において、けん制を多用した試合がいくつも発生し、中には試合時間が 3 時間に迫るものもありました。公認野球規則や今年度の周知徹底事項・重点指導事項には、以下の様に記されています。

〔公認野球規則 6.02 (a) (8)〕

(塁に走者がいる時は、次の場合ボークとなる)

投手が不必要に試合を遅延させた場合。

〔周知徹底事項 1-(2)〕

遅延行為と見なされる投手のけん制はしない。

(離塁していない走者へのけん制や、不必要と思われる複数回のけん制など)

〔重点指導事項 1-(3)〕

不要なけん制(軸足を外すだけの行為含む)を多投する行為

投手によるけん制が多用された試合は上述の選抜大会における事例のみならず、過去の全国大会や都道府県大会でも少なからず報告されており、改善が必要です。

加盟校におかれましては、高校野球のスムーズでスピーディな試合進行への取組や公認野球規則等に明記されている投手のけん制に対する規則の主旨を理解していただきたく、何卒宜しくお願いいたします。

謹白